

平成 20 年 7 月 17 日
農林水産省消費・安全局

無人ヘリコプターによる空中散布等に関する通知の一部改正案について
の意見・情報の募集結果について

この度、無人ヘリコプターによる空中散布等に関する通知の一部改正案について、平成 20 年 5 月 12 日から平成 20 年 6 月 10 日までの期間、農林水産省ホームページに掲載することを通じて、広く国民等から意見・情報を募集するパブリック・コメント手続を実施したところです。

その結果、募集期間において 64 件の意見が寄せられました。寄せられた御意見及び当方の見解について、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

また、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成 3 年 4 月 22 日付け 3 農蚕第 1974 号農蚕園芸局長通知)及び「農林水産航空事業ガイドライン」(平成 16 年 4 月 20 日付け 16 消安第 484 号消費・安全局長通知)を公示した案のとおり改正することとしましたので併せてお知らせします。

問い合わせ先

農林水産省消費・安全局植物防疫課
防除班 大岡、角張
電話：03-3502-8111 (内線4562)
03-3502-3382 (直通)

無人ヘリコプターによる空中散布等に関する通知の一部改正案についての意見・情報の募集結果について

1 募集概要

- (1) 募集期間 : 平成20年5月12日～6月10日
- (2) 意見提出者数 : 15名
- (3) 意見項目数 : 64件

2 提出された意見の概要

- (1) 全般に関する意見(9件)
- (2) 実施体制に関する意見
 - 実施主体について(3件)
 - 無人ヘリコプター協議会及び地区別協議会について(6件)
 - 都道府県等の対応について(3件)
- (3) 実施に関する意見
 - 実施計画の策定について(1件)
 - 事前周知について(1件)
 - 危被害防止対策について(11件)
 - 事故等発生時の対応について(2件)
 - 農薬使用について(1件)
 - 操作要員について(4件)
- (4) その他の意見
 - 無人ヘリコプターによる農薬散布実施の安全性について(15件)
 - 農薬使用低減の推進について(6件)
 - 社団法人農林水産航空協会について(2件)

(1) 全般に関する意見

項目	意見の趣旨	意見に対する考え方
全般について	<p>無人ヘリコプター利用について規制を強化することは当然のことであり、今回の改正には一定の評価をしている。 (ほかに同旨2件)</p>	<p>改正した通知の内容が的確に実施されるよう、引き続き指導に努めることとしています。</p>
	<p>今回の指導指針の改正は、安全対策の強化のために大変重要であることから、現場関係者に対して周知徹底すべき。</p>	<p>これまでに、指導指針の改正について周知を図るため、都道府県等を対象とした説明会、無人ヘリコプターを利用する業者等の関係者が出席した会議等の機会をとらえて説明を行ってきたところです。今後も無人ヘリコプター利用時における安全対策等が的確に実施されるよう、引き続き指導に努めることとしています。</p>
	<p>指導指針は通知に過ぎない。法律として罰則も含めて策定すべき。 (ほかに同旨2件)</p>	<p>指導指針は、無人ヘリコプターによる空中散布等について、安全性を確保しつつ、適正な実施を図ることを目的として定めたものです。今回の指導指針の改正は、安全対策の更なる強化を図る観点から行うものですが、現段階で法律を制定するなどの新たな規制を定めることは考えていません。 なお、無人ヘリコプターを操作して農薬を散布する者は、農薬取締法上の農薬使用者として農薬使用基準を遵守することを求められており、違反した場合の罰則が設けられています。</p>
	<p>都道府県によっては、既に指導指針(改正案)より厳しい規制を設けているところもある。このような取組を後退させるべきではなく、上乘せするよう促すべき。</p>	<p>当該通知は、無人ヘリコプターによる空中散布等を適正に実施するための指導内容、指導体制等についての基本となる指針を示すものであり、各都道府県が地域の実情に応じて、指導指針に上乘せして指導を行うことを妨げるものではありません。 各都道府県における指導においては、各地域での実状と必要性に応じて対応することが重要であり、このような各都道府県の取組を促進するよう努めたいと考えています。</p>
	<p>「農林水産航空事業実施ガイドライン」について、以下の通り改正すべき 4 - 「有人ヘリコプターの導入が困難な地域又は補完防除体制が確立できない地域につい</p>	<p>今回の改正により、無人ヘリコプターに関する安全対策については指導指針で規定し、「ガイドライン」における無人ヘリコプターに関する規定は削除することとしています。なお、ご意見のあった箇所については以下の通り対応しています。</p>

	<p>ては、無人ヘリコプターの利用を検討し、その利用に当たっては、安全運航に十分留意すること」の文について、「地域については」を「地域で」、「検討し」を「検討する場合には」にそれぞれ改める。</p> <p>散布実施中の散布区域内への立入防止について、学校や通学路の周辺等で行う場合だけでなく、住宅や公共施設の周辺でも徹底するよう改める。また、侵入防止措置の他に、飛散防止も明記すべき。</p> <p>県レベルの協議会の目的として記載された「機体の有効利用によるコスト低減等」を削除すること。</p>	<p>「ガイドライン」4 - 無人ヘリコプターの利用に当たっての安全確保については、指導指針（改正案）第4において、空中散布等の実施に当たっての危被害防止対策を始め、実施主体が遵守すべき事項を詳細に定めることとしています。</p> <p>「ガイドライン」4 - 指導指針（改正案）第4の3（2）には、実施区域内への人の立入防止の徹底を学校や通学路の周辺に限定することなく、広くその徹底を行うよう規定しています。また、飛散防止については、指導指針（改正案）第4の3（3）において、家屋、学校、水道、水源等に対して危被害の発生がないよう努めることとしています。</p> <p>「ガイドライン」4 - 無人ヘリコプターの利用によるメリットとして、病虫害防除に係るコスト低減のほか、労働力の軽減、地域全体で発生する病虫害の効率かつ確実な防除などがあり、農産物の安定供給上、重要な役割を果たしています。</p> <p>このため、機体の有効利用によるコスト低減等の推進は、「無人ヘリコプター協議会」及び「地区別協議会」の役割として、安全確保の推進と同様に重要であると考え、指導指針（改正案）第2の4及び5において規定しています。</p>
--	---	--

(2) 実施体制に関する意見

項目	意見の趣旨	意見に対する考え方
実施主体について	<p>指導指針（改正案）の「第2 定義」において、「実施主体」の定義から「漁業者」が削除された理由は何か。</p>	<p>現在の指導指針の別表（空中散布等の基準）には、漁業者が利用できる技術がなく、漁業者による無人ヘリコプターの利用実績もないため、実施主体の定義から漁業者を外しても支障はないと判断しました。</p>
	<p>空中散布等の実施においては、「実施主体」の定義に明記された全ての者が責任を負うのか。誰がどのように責任を取ることになるのか明記すべきではないか。</p>	<p>空中散布等の実施については、実施主体の構成や実施区域の状況等は様々であることから、個別具体的なケースに応じて判断することとなります。</p> <p>実施主体が空中散布等を実施する際に遵守すべき事項については、指導指針（改正案）の「第4 空中散布等の実施に当たって遵守すべき事項」に明記していますので、実際に空中散布等を行うに当たっては、実施主体を構成する各者が協力し、当該事項の遵守に万全を期することが重要と考</p>

		えています。
	<p>指導指針（改正案）の「空中散布等」の定義について、現行の「無人ヘリコプターを用いて行う空中からの農薬、肥料、種子等の散布及び調査等」から、改正案では「無人ヘリコプターを用いて行う空中からの農薬、肥料、種子等の散布、調査等」となっているが、どのような意味があるのか。</p>	<p>文章構成上の修正です。「空中散布等」の定義については従来どおりであり、内容の変更はありません。</p>
無人ヘリコプター協議会及び地区別協議会について	<p>指導指針の規定は曖昧であり、なおかつ実施する側からのみの一方的なものである。そのような曖昧な規定に基づいて、各自治体単位の協議会に安全対策等を任せてしまうのは問題ではないか。</p>	<p>当該通知は、無人ヘリコプターによる空中散布等を適正に実施するための指導内容、指導体制等についての基本となる指針を示すものであり、各都道府県における指導においては、各地域での実状と必要性に応じて対応することが重要であると考えています。</p>
	<p>「無人ヘリコプター協議会」及び「地区別協議会」の定義から、「機体の有効利用によるコスト低減等を推進」を削除すべき。</p>	<p>無人ヘリコプターの利用によるメリットとしては、病害虫防除に係るコスト低減のほか、労働力の軽減、地域全体で発生する病害虫の効率的かつ確実な防除などがあり、農産物の安定供給上、重要な役割を果たしています。</p> <p>このため、機体の有効利用によるコスト低減等の推進は、「無人ヘリコプター協議会」及び「地区別協議会」の役割として、安全確保の推進と同様に重要であると考えています。</p>
	<p>「無人ヘリコプター協議会」及び「地区別協議会」の設置、活動を必須とすべき。</p>	<p>各都道府県における無人ヘリコプターの利用状況は様々であり、各都道府県、市町村や実施区域等を単位とした協議会の設置及び活動については、各地域での実状と必要性に応じて対応することが重要と考えています。</p> <p>今後も無人ヘリコプター利用時における安全対策等が的確に実施されるよう、引き続き指導に努めることとしています。</p>
	<p>「無人ヘリコプター協議会」及び「地区別協議会」の構成員として周辺住民や市民団体を加え、住民の意見を反映させるようにすべき。</p> <p>例えば、ある県では、無人ヘリコプターによる空中散布等を実施するに当たって、周辺住民の了解を得ることとなっている。しかし、この指導指針が改正案のとおり策定されてしまえば、周辺住</p>	<p>「無人ヘリコプター協議会」及び「地区別協議会」の構成員については、各地域における多様な意向を反映するため、指導指針（改正案）の第3の1において、農林水産関係部局やその他の必要な行政機関の関係者等を含めることとしており、その中には自治会関係者等の地域住民を含めることも可能です。</p> <p>なお、当該通知は、無人ヘリコプターによる空中散布等を適正に実施するための指導内容、指導体制等についての基本となる指針を示すものであ</p>

	<p>民の了解が必要とされず、一方的に散布日を伝えられるだけになる懸念がある。</p> <p>(ほかに同旨2件)</p>	<p>り、各都道府県が地域の実情に応じて、指導指針に上乘せして指導を行うことを妨げるものではありません。したがって、県の独自の指導として周辺住民の了解を得ることとしている場合であれば、そのままの実施内容で差し支えないものと考えています。</p>
都道府県等の対応について	<p>無人ヘリコプター協議会は、「都道府県の指導を受けることが望ましい」としているが、都道府県による指導権限が曖昧。地域で問題が発生したときには「行政の責任」が問題になるのではないか。</p>	<p>指導指針(改正案)の第4の3(6)において、空中散布等の実施によって農業その他の事業に被害が発生した場合には、実施主体はその原因の究明に努めるとともに、適切な事後処理を行うこととしています。</p> <p>無人ヘリコプターによる農薬散布に当たっては、健康被害、他の農産物への被害等が生じないように、事前に万全の対策を取ることが重要であり、農薬の適正使用の観点から、都道府県等の行政担当部局が指導することが重要であると考えています。</p>
	<p>市町村の行政部局では、無人ヘリコプターによる空中散布等に関する指導を行っていないところがある。市町村の行政部局でも現状を知り、指導を行ってほしい。</p> <p>(ほかに同旨1件)</p>	<p>指導指針(改正案)の第3の2において、市町村や実施区域等を単位とした「地区別協議会」は、実施主体から空中散布等の実施計画を収集することとしています。</p> <p>今後も、実施主体と各都道府県、市町村、関係団体等とが連携し、指導が確に行われるよう努めたいと考えています。</p>

(3) 空中散布等の実施に関する意見

項目	意見の趣旨	意見に対する考え方
実施計画の策定について	<p>有人ヘリコプターによる農薬使用においては、省令で、農薬使用者の住所氏名、農薬の使用計画について農林水産大臣に毎年度提出しなければならないと定められている。</p> <p>無人ヘリコプターでも同様に、実施主体は事前に実施計画を、散布終了後には実績を都道府県を通じて農林水産省に届け出るべき。</p> <p>県によっては、既に、実施計画と実績報告も求めているところもある。</p>	<p>実施主体が定める実施計画については、指導指針(改正案)の第3の2において、安全性を確保した適正な空中散布等の実施を推進することを目的として、「無人ヘリコプター協議会」及び「地区別協議会」が実施主体から収集することとしています。</p> <p>また、実績については、指導指針(改正案)の第9の5において、社団法人農林水産航空協会が取りまとめ、消費・安全局長に毎年度報告することとしています。</p>
事前周知について	<p>空中散布等の実施に関する事前周知として、実</p>	<p>指導指針(改正案)の第4の1(1)において、実施計画の策定に当た</p>

	<p>施内容を連絡するとともに、「実施に際しての協力を得るよう努めること」としているが、「健康被害などの不都合の訴えが地域住民からあった場合には、実施内容を検討する」に修正すべき。</p>	<p>っては、実施区域周辺を含む状況を十分に勘案して検討を行うとともに、危被害防止対策を十分に行えないおそれがある場合には実施計画を見直すこととしています。</p> <p>したがって、空中散布等の実施に関する事前周知を行った際に、居住者等から危被害防止対策が万全でない等の連絡があった場合には、実施主体はその指摘点を検討した上で、必要に応じて対応すべきと考えます。</p>
<p>危被害防止対策について</p>	<p>農作物への飛散防止だけでなく、住居などに対する飛散防止についても明記すべき。</p>	<p>指導指針（改正案）の第4の3において、家屋、学校、水道、水源等の公衆衛生関係に対して危被害の発生がないよう努めることとしています。</p>
	<p>指導指針（改正案）の「第4 空中散布等の実施に当たって遵守すべき事項」を守らなかった実施主体には、健康被害や環境被害、非対象作物への飛散、その他物損を与えた場合の補償を義務づけ、一定期間の散布禁止、オペレーター資格の剥奪などのペナルティを科すべき。</p>	<p>指導指針（改正案）の第4の3（6）において、空中散布等の実施によって農業その他の事業に被害が発生した場合には、実施主体は直ちに当該区域での実施を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後処理を行うこととしています。</p>
	<p>危被害防止対策について、具体的に書かれた内容が少ない。緩衝地帯の幅や、監視員の配置など、具体的な内容もっと多く示すべき。 （ほかに同旨2件）</p>	<p>指導指針（改正案）の第4の1（1）において、実施計画の策定に当たっては、実施区域周辺を含む状況を十分に勘案して検討を行うとともに、危被害防止対策を十分に行えないおそれがある場合には実施計画を見直すこととしています。</p> <p>また、危被害防止対策については、第4の3（1）から（6）までに明記していますが、農薬の飛散程度は気象条件、散布方法、ほ場及びその周辺状況、散布規模等によって異なるため、実際の状況を踏まえて総合的な対策を講ずる必要があると考えます。</p>
	<p>無人ヘリコプターによる農薬散布では地上散布に比較して区域外への飛散が大きく、気中濃度が高くなる懸念がある。散布区域周辺で気中濃度を測定して公表すべき。 （ほかに同旨1件）</p>	<p>社団法人農林水産航空協会等による農薬散布時、散布後の気中濃度の調査結果によると、その濃度は極めて低く、環境省が定める気中濃度評価値*を超えるような値は測定されていないことから、定められた使用方法を遵守する限り人の健康に影響を及ぼすことはないと考えています。</p> <p>なお、今後も、気中濃度の測定等環境等への影響に関する科学的なデータの収集を含め、今後とも新たな知見や情報の収集に努めることとしています。</p> <p>*気中濃度評価値：人の健康を保護する観点から航空防除農薬による健康影響を評</p>

		<p>価する際の目安として、毒性試験成績等をもとに適切な安全幅を見込んで設定したもので、航空防除の際の平均気中濃度が気中濃度評価値以下であれば、人の健康に好ましくない影響が起こることはないと考えられる。平成9年12月に環境省（旧環境庁）により設定された。</p>
	<p>学校、病院、水源周辺での散布禁止を明記すべき。</p>	<p>指導指針（改正案）の第4の3において、特に公衆衛生関係（家屋、学校、水道、水源、病院等）、畜水産関係（家畜、家きん、みつばち、蚕、魚介類その他の水産動植物等）、他作物関係（散布対象以外の農作物）及び野生動植物関係（天然記念物等の貴重な野生動植物）に対して危被害の発生がないよう努めることとしています。</p>
	<p>無人ヘリコプターでは農薬飛散の防止はできないのではないか。</p>	<p>無人ヘリコプターによる農薬散布時における周辺作物への飛散を低減する散布飛行方法としては 散布基準の範囲内で散布速度、高度を下げること 散布対象外のほ場方向に飛行しながらの散布は避けること 前進散布しながらの機体の引き起こし及び旋回を行わないこと 等があります。このほか、散布に使用する農薬について、粒剤などの飛散しにくい剤型のものを選択することにより、飛散の影響を抑えることができます。</p>
	<p>無人ヘリコプターによる農薬散布中だけでなく、散布後も立入を防止する措置が必要ではないか。</p>	<p>無人ヘリコプターを操作して農薬を散布する者は、農薬取締法上の農薬使用者として、ラベルに記載された注意事項にしたがって農薬を使用する必要があります。 このため、使用する農薬のラベルに、散布後も立入を防止する措置を取ることが記載されている場合には、そのための措置が必要です。</p>
	<p>通行止めできない道沿いの田畑での無人ヘリコプターの利用は禁止すべきではないか。</p>	<p>指導指針（改正案）の第4の1（1）において、実施計画の策定に当たっては、実施区域周辺を含む状況を十分に勘案して検討を行うとともに、危被害防止対策を十分に行えないおそれがある場合には実施計画を見直すこととしています。</p>
<p>事故等発生時の対応について</p>	<p>空中散布等の実施によって健康被害が生じた場合にも中止することとしてほしい。</p>	<p>指導指針（改正案）の第4の3（6）において、空中散布等の実施によって周囲の自然環境や生活環境に悪影響が生じた場合には、実施主体は直ちに当該区域での実施を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切</p>

		な事後処理を行うこととしています。
	<p>無人ヘリコプターによる人身事故・健康被害、農作物や水産物ほかの物損事故はもちろん、機体トラブル事故を含むすべてを報告させ、再発防止を図るべき。</p> <p>県によっては事故届の書式を定め、報告させているところもある。</p>	<p>農薬散布に当たっては、健康被害、有機農産物への被害等が生じないよう、事前に万全の対策をとることが最も重要であると考えます。</p> <p>万が一、無人ヘリコプターの利用に伴って事故等が発生した場合、各都道府県、市町村、関係団体等と連携して情報の収集を行うほか、再発防止のための指導を徹底するなど、適切な対応に努めているところです。</p>
農薬使用について	<p>無人ヘリコプターでは、散布効率を重視するあまり、登録された混合剤があるにもかかわらず、現地混用されているものがある。複数の登録農薬を現地混用で使用すれば、全農薬濃度は単独より高くなるので、問題ではないか。</p>	<p>現地混用を行う場合には、農薬使用時の安全確保等の徹底の観点から、農薬と他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、それに従うこと、</p> <p>試験研究機関がこれまでに行った試験等により得られた各種の知見を十分把握した上で、現地混用による危害等が発生しないよう注意すること。その際、生産者団体が発行している「農薬混用事例集」等を参考にすることも有効であると考えられるので、必要に応じてその利用を図ること、</p> <p>これまでに知見のない農薬の組合せで現地混用を行うことは避けること、</p> <p>等について指導しており、農薬使用時の安全確保の徹底に努めています。</p>
操作要員について	<p>無人ヘリコプターを利用して農薬等を散布する者について、都道府県への届出を義務付け、農林水産省が監督・指導すべき。</p> <p>例えば、県によっては無人ヘリコプターによる防除業者の届出や、操作要員の住所氏名等の報告を求めているところもある。</p>	<p>無人ヘリコプターを操作して農薬を散布する者は、農薬取締法上の農薬使用者として農薬使用基準を遵守することが求められており、違反した場合の罰則が設けられているなど、適切な指導が行われているところです。</p> <p>なお、当該通知は、無人ヘリコプターによる空中散布等を適正に実施するための指導内容、指導体制等についての基本的な指針を示すものであり、各都道府県が指導指針に記載されていない指導を行うことを妨げるものではありません。したがって、県の独自の指導として防除業者の届出等を実施している場合であれば、そのままの実施内容で差し支えないものと考えています。</p>
	<p>操作要員について、無人ヘリコプターの操作技術だけでなく、農薬の毒性に関する知識の有無を確認する国家試験による免許制度を導入すべき。</p> <p>(ほかに同旨2件)</p>	<p>現在、産業用無人ヘリコプターによる空中散布等を実施している操作要員(オペレーター)は、農薬に関する基礎的知識、無人ヘリコプターの機体に関する知識、操作技術等を習得していることを社団法人農林水産航空協会から認定された者のみに事実上限られています。また、操作要員は5</p>

年ごとに同協会が定める研修を受けることになっており、農薬散布を含め、無人ヘリコプターの操作に係る安全が確保されているところです。

(4) その他の意見

項目	意見の趣旨	意見に対する考え方
無人ヘリコプターによる農薬散布実施の安全性について	<p>無人ヘリコプターを利用する際の農薬の濃度が高く設定されている根拠が不明である。農薬の毒性について、症例の収集を進めた上で、使用量の上限を決めるべき。</p> <p>農薬の空中散布は、地上散布と比べて高濃度で、非常に小さい粒子で散布するものであり、周辺住民の健康被害や環境汚染をもたらしている。農地と住宅が接近し、多種の農作物を栽培している我が国においては、人の健康への影響防止や対象外作物への飛散防止の観点から、農薬の空中散布は厳しく規制、もしくは禁止すべき。 (ほかに同旨9件)</p>	<p>有人ヘリコプターや無人ヘリコプターによる散布で用いられる農薬は、農薬登録に当たり、毒性試験、残留性試験、環境への影響試験等様々な安全性の試験が実施されており、使用量の範囲を含め、使用方法を定めています。このようにして定められた使用方法等を遵守して使用すれば、人の健康や環境への影響を及ぼすことはないと考えています。</p> <p>我が国はアジアモンスーン地帯に位置して温暖多湿であるため、病害虫の種類・発生量が多いことから、食料の安定生産のためには病害虫防除が不可欠な状況にあり、我が国の食料安定供給に病害虫防除が果たす役割は大きいものとなっています。</p> <p>このような状況において、無人ヘリコプターによる農薬散布は、地上防除に比べて病害虫防除コストの低減及び労働力の軽減を図ることが可能であり、また、地域全体で発生する病害虫の効率的防除に優れた効果を発揮するなど、重要な役割を果たしています。</p> <p>一方で、無人ヘリコプターによって農薬散布等を適切に実施するに当たっては安全確保が不可欠です。そのため、無人ヘリコプター利用時の安全対策の更なる強化を図る観点から指導指針を改正することとし、 無人ヘリコプター協議会及び地区別協議会による計画の把握及び指導実施計画立案時からの危被害防止対策の検討や、必要に応じた計画の見直しの徹底 実施区域周辺への事前周知や危被害防止対策の徹底、 空中散布等の実施により被害が生じた場合の速やかな事後処理の実施等を追加しています。今後、改正した指導指針に基づき、無人ヘリコプター利用時における安全対策等が的確に実施されるよう、引き続き指導に努めることとしています。</p>
	指導指針(改正案)の「第10 空中散布等の	指導指針(改正案)の第9の5に基づき、社団法人農林水産航空協会が

	実績の公表」について、どこまで公表するのか。	ら受けた報告を取りまとめ、各年度の終了後に無人ヘリコプター利用分野別の実施状況を公表することとしています。
	有機リン系農薬には慢性毒性もある。有機リン系農薬の使用について再考すべき。 (ほかに同旨1件)	農林水産省としては、有機リン系化合物を農薬として登録する際には、毒性や残留性など60以上のさまざまな項目について、試験成績に基づいて検査を行い、安全性を確認しています。具体的には、 食品安全委員会が試験成績に基づいて、許容一日摂取量(A D I)を定め、 厚生労働省が残留農薬の摂取量がA D Iの範囲に収まるよう農作物ごとに、残留農薬基準を定め、 農林水産省及び環境省が残留農薬基準を超えることのないよう農薬使用基準を定め、全ての農薬使用者に農薬使用基準の遵守を義務付けることで、安全性を確保しています。 有機リンに関する研究についてご指摘がありますが、当省としても、関係する省庁とも連携をとり、引き続き、有機リン系農薬の毒性等についての新たな知見の集積や情報の収集に努め、リスク管理の観点から適切に対応するとともに、農薬の適正使用について引き続き指導の徹底を図ってまいります。
	農業の生産性の向上を目指すことは賛成であるが、自然環境や生活環境の保全も大事。関係機関と連携した総合的対策が必要ではないか。	指導指針は、無人ヘリコプターによる空中散布等について、安全性を確保しつつ、適正な実施を図ることを目的として定めたものであり、今回の指導指針の改正は、安全対策の更なる強化を図る観点から行うものです。 無人ヘリコプターによる空中散布等の実施に当たっては、指導指針や関係法令等を遵守し、人畜、農作物、周辺環境に対する安全性を確保することが重要であり、今後も指導が的確に行われるよう、各都道府県、市町村、関係団体等との連携に努めたいと考えています。
農薬使用低減の推進について	無人ヘリコプターによる農薬散布に限らず、一般家庭の樹木への農薬散布についても規制を設けるべき。 (ほかに同旨1件)	一般家庭の樹木に農薬散布する場合も、散布者は農薬取締法上の農薬使用者として農薬使用基準を遵守することを求められており、違反した場合の罰則が設けられています。 また、「住宅地等における農薬使用について」(平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)において、農薬使用者等が遵守に努める事項を定め、農薬の飛散が住民や子ども等に健康被害を及ぼすことがないように配慮することとしています。

	<p>現代の農業では、不必要な農薬使用が多い。農業における農薬使用そのものを少なくするよう、農政全般を見直し、農薬に頼らない農業を推進すべき。</p> <p>(ほかに同旨3件)</p>	<p>現在、農林水産省では、植物防疫法に基づき、国内に広く分布し、且つ急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向がある病害虫について発生を予測して農業者等関係者に情報提供し、これに基づき適切な防除が行われるよう指導しているところです。</p> <p>今後引き続き、適切な防除を行えるよう、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施に当たっては、指導指針や関係法令等を遵守し、人畜、農作物、周辺環境に対する安全性を確保することが重要であると考えます。</p> <p>また、病害虫防除においては、化学農薬のみに頼ることなく、利用可能なすべての防除技術を、経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じる総合的病害虫・雑草管理（IPM）を普及・推進しているところです。</p>
<p>社団法人農林水産航空協会について</p>	<p>社団法人農林水産航空協会は、そもそも有人ヘリコプターによる事業のために設立された団体であり、無人ヘリコプター関連の事業を実施することは定款違反ではないか。</p> <p>無人ヘリコプターに関する事業は協会の事業とせずに国のレベルでやるべき。</p>	<p>水稻防除等における農薬の空中散布については、昭和30年以降、航空機（有人ヘリコプター）による散布技術が開発され、広範囲を効果的かつ低コストで防除できることから、広く利用されてきました。しかし、近年の農業地域への宅地進出、栽培の変化などにより一斉防除区画ごとの面積が縮小し、有人ヘリコプターの利用が制限される状況が増加しました。このため、小区画でも効果的かつ低コストで防除が可能な無人ヘリコプターによる防除技術の開発が行われました。開発・実用化に当たっては、有人ヘリコプターによる空中散布等において、散布装置の性能確認、操作要員の技術の向上、実施地域の住民や操作要員等の安全対策等について知見を有する社団法人農林水産航空協会が深く関わってきたところです。</p> <p>現在、無人ヘリコプターを農林業に利用するに当たっては、有人ヘリコプターの場合と同様に、安全性を確保し、環境への負荷を低減することが非常に重要であり、そのためには、無人ヘリコプターの安全対策等についても知見を蓄積した同協会が一定の役割を果たすことが必要と考えています。</p> <p>無人ヘリコプターに関連する事業と社団法人農林水産航空協会の事業との関係については、同協会定款第2条において、「協会は、農林水産業における航空機による薬剤、肥料の散布等航空機を利用する事業（以下「農林水産航空事業」という。）の発展を図るため、農林水産航空事業の実施に関する情報の収集・提供、調査研究、新技術の開発その他農林水産航空事業の振興に関する事業を行うことを目的とする。」と定められています。ここ</p>

		<p>でいう「航空機」に無人ヘリコプターは含まれませんが、無人ヘリコプターによる薬剤、肥料等の空中散布等は、航空機（有人ヘリコプター）の利用が困難な場合における補完事業として開発、普及されたものであり、同協会が一体的に安全対策を推進することは、この目的に合致するものと考えています。</p> <p>しかしながら、近年、無人ヘリコプターの利用は増加傾向にあり、長期的にみれば、無人ヘリコプターの安全対策の重要性がさらに増大するものと考えられることから、同協会の事業における無人ヘリコプターに関する事業の位置づけについては、無人ヘリコプターの利用実態を踏まえつつ、必要な指導を行っていく考えです。</p>
	<p>指導指針（改正案）では、社団法人農林水産航空協会の役割が大きくなり、都道府県の役割がなくなっているのではないか。</p>	<p>指導指針（改正案）の「第9 社団法人農林水産航空協会の役割」において、当該協会が果たす役割について規定していますが、これまでの内容と大きな変更はないと考えています。また、都道府県の役割については、「第3 無人ヘリコプター協議会及び地区別協議会の役割」において、協議会の事業が円滑に実施されるよう、都道府県の指導を受けることが望ましいとしています。</p> <p>無人ヘリコプター利用時における安全対策等を的確に指導するに当たっては、各都道府県、市町村、社団法人農林水産航空協会を含めた関係団体が連携し、情報等の共有を図ることが重要であると考えています。</p>